

『新版 ぶんこ六法トラの巻 刑事訴訟法』（第1刷）に誤りがございました。深くお詫び申し上げますとともに、下記の通りに訂正させていただきます。

記

- 19頁「起訴後の勾留期間」の1行目（余分な文章削除）
「逮捕には、通常逮捕・現行逮捕・緊急逮捕の3種類があ」
- 36頁 考えてみよう内の2行目
(誤) 犯人を、あるときは被疑者とか**被疑者**と呼び
(正) 犯人を、あるときは被疑者とか**容疑者**と呼び
- 40頁 考えてみよう内すべて
(誤) Aの立場は、刑事訴訟手続の主眼を実体的真実主義に置くものであるのに対して、Bの立場は、適正手続を重視するものといえます。現行刑事訴訟法は、1条で、この両者の考えを等しく刑事訴訟の理念とすべきことを定めており、バランスのとれた手続を志向しています。
(正) 子どものときから刑事ドラマ・ファンのA。あるとき、大好きな「東部警察」を見ていたら、いつもの展開とは違って、検察官があれこれと警察官に指示している場面が出てきた。「ふつうなら刑事しか出てこないのに」と、Aは不思議に思った。警察官と検察官ってどういう関係なの？

株式会社 三修社

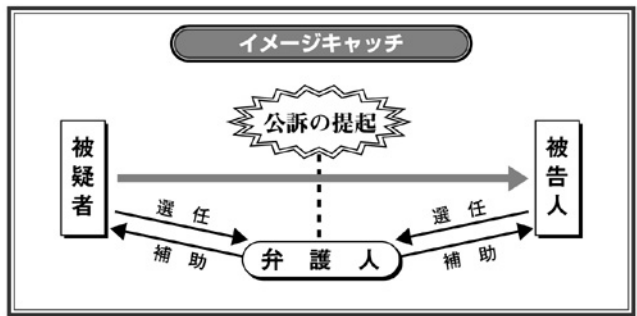
◀◀◀ ここが大切 ▶▶▶

- **起訴便宜主義**
検察官は、犯罪の嫌疑が存在し、起訴するための諸条件が満たされている場合でも、諸般の事情を考慮し、公訴を提起しないことができる。これを起訴便宜主義という。
- **起訴後の勾留期間**
原則として、公訴の提起があった日から2か月間である。特に必要のある場合、重大な犯罪の場合は、1か月ごとに期間を更新できる。殺人事件のような犯罪であれば、延々と勾留することができる。起訴後の勾留については、保釈保証金を納付することと引き替えに、保釈される場合がある。
- **被害者をめぐる問題点と法改正**
被害者の権利を保護するために、犯罪被害者を保護する制度が設けられた。おもな内容は、以下のとおり。
①被害者の心情を考慮し、希望すれば法廷でその心情を陳述する権利を認める。
②被害者や遺族が優先的に裁判を傍聴できるように配慮する。
③公判記録の閲覧やコピーを認める。

第7課
被疑者と被告人の違い
★★★被告人・弁護人

◆◆◆ 考えてみよう ◆◆◆

Aは、刑事事件について報道するニュースを見るたびに疑問に思っていたことがある。犯人を、あるときは被疑者とか容疑者と呼び、あるときは被告人と呼んでいる。どういう事情で呼び方が変わっているのか。



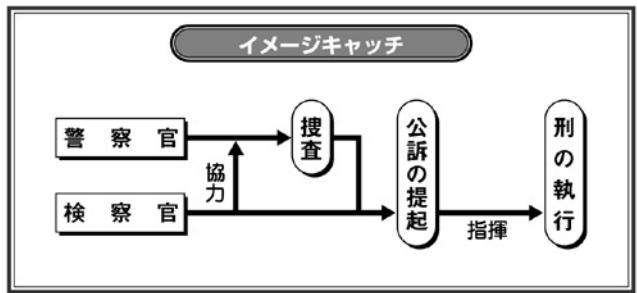
◆ 被疑者・被告人 ◆

被告人とは、公訴を提起（起訴）された者で、検察官に対抗する当事者のことです。一方、被疑者という名称は、公訴提起前の、捜査機関から嫌疑をかけられているにすぎない者をさします。
被告人ないし被疑者は、捜査機関やマスコミによって、ともすれば「憎むべき犯罪者」として扱われがちです。しかし、

第8課
被告人・弁護人のライバル
★★★警察官・検察官

◆◆◆ 考えてみよう ◆◆◆

子どものときから刑事ドラマ・ファンのA。あるとき、大好きな「東部警察」を見ていたら、いつもの展開とは違って、検察官があれこれと警察官に指示している場面が出てきた。「ふつうなら刑事しか出てこないのに」と、Aは不思議に思った。警察官と検察官ってどういう関係なの？



◆ 警察官 ◆

刑事訴訟にかかわる人々のなかで、警察官はもっとも身近な存在でしょう。刑事訴訟法では司法警察職員と呼ばれています。司法警察職員は、一般司法警察職員と特別司法警察職員とに分類できます。
警察官には、現行法上、①犯罪を予防する権限、②犯罪が発生した場合に捜査を行う権限が与えられています。①を行